令和3年第2回瑞穂市議会定例会会議録(第6号)

令和3年6月25日(金)午前9時開議

議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 行政報告

日程第3 議案第39号 令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算(第2号)

日程第4 議案第34号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第38号 令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第6 議案第33号 瑞穂市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第35号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第37号 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号)

日程第9 議案第40号 財産(消防ポンプ自動車)の取得について

日程第10 議案第41号 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)

日程第11 発議第4号 核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書

日程第12 発議第5号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進める ための意見書

日程第13 発議第6号 生津小学校区に保育所整備の早期実現を求める決議

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第15 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)の調査の件

日程第16 議員派遣について

〇本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16までの各事件

追加日程第1 発議第7号 二元代表制の尊重を求める決議

〇本日の会議に出席した議員

1番	広	瀬	守	克	2番	藤	橋	直	樹
3番	若	原	達	夫	4番	北	Ш	静	男
5番	関	谷	守	彦	6番	森		健	治
7番	森		清	_	8番	馬	渕	ひろ	5 L
9番	松	野	貴	志	10番	今	木	啓-	一郎
11番	杉	原	克	巳	12番	棚	橋	敏	明
13番	庄	田	昭	人	14番	若	井	千	尋

15番	広	瀬	武 雄	16番	若	遠	五.	朗
17番	松	野	藤四郎	18番	藤	橋	礼	治

〇本日の会議に欠席した議員(なし)

〇本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市	長	森		和	之	副市長椙浦	要
教 育	長	加	納	博	明	企 画 部 長 山 本 康	義
総務部	長	石	田	博	文	市民部長棚橋正	則
巣 南 庁 理 部	舎長	広	瀬	照	泰	健康福祉部長 平 塚 直	樹
都市整備音	『長	桑	原	秀	幸	調整監宇野真	也
環境水道部	『長	矢	野	隆	博	教育委員会 事 務 局 長	_
会計管理	! 者	清	水	千	尋	監 査 委 員 事 務 局 長 西 村 陽	子

〇本日の会議に職務のため出席した事務局職員

 議会事務局長
 久野秋広
 書記
 宝野伸二

 書記
 広瀬潤一

開議の宣告

○議長(広瀬武雄君) それでは皆さん、改めましておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長(広瀬武雄君) 日程第1、諸般の報告を行います。

2件報告します。

1件目は、本日、市長から、議案第40号財産(消防ポンプ自動車)の取得について及び議案 第41号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)の2議案が提出され、受理いたしました ので、後ほど議題にしたいと思います。

2件目は、お手元に配付しましたとおり、6月23日に若園五朗君から、発議第6号生津小学校区に保育所整備の早期実現を求める決議が提出され、受理いたしましたので、後ほど議題としたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 行政報告

○議長(広瀬武雄君) 日程第2、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

市長 森和之君。

〇市長(森 和之君) 皆様、改めましておはようございます。

それでは、2件の行政報告をさせていただきます。

報告第5号専決処分の報告について(損害賠償その2)を報告いたします。

令和3年4月4日、瑞穂市別府1288番地において、駐車していた相手方の車両に対して、公 用車が前進し、相手方の車両の後方に接触した事故について和解し、損害賠償の額を定めるこ とにつき、専決処分したものであります。

次に、報告第6号専決処分の報告について(損害賠償その3)を報告します。

令和3年6月2日、瑞穂市唐栗462番4地先の市道9-3号線にできたくぼみが原因で相手方の車両がそのくぼみに落ち、損壊した事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき、専決処分したものであります。

以上2件の行政報告をさせていただきました。

○議長(広瀬武雄君) これで行政報告は終わりました。

日程第3 議案第39号について(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(広瀬武雄君) 日程第3、議案第39号令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これにつきましては、産業建設委員会に審査が付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 松野藤四郎君。

○産業建設委員長(松野藤四郎君) おはようございます。

産業建設委員長の松野でございます。

報告をいたします。

ただいま議題となりました議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の 審査の経過及び結果について報告をします。

産業建設委員会は、6月14日午前9時30分から、巣南庁舎3の2会議室で開催しました。6 名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、所管の部長、調整監、次長、課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案について、要点を絞って報告します。

議案第39号令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算(第2号)を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、以前からこの位置に放流管を設置する準備をしていたのかとの質疑に対し、この位置については、平成27年4月の下水道事業の都市計画決定、令和2年3月の下水道法事業計画の手続、令和2年の都市計画法に基づいた事業認可図書に示されており、この位置は決まっていたとの答弁があり、またこの放流管工事の時期は決まっていたのかとの質疑に対し、木曽川上流河川事務所と業者の間で工事スケジュールを調整され、4月になってから今年度工事を施工する旨の連絡があったとの答弁がありました。

また、放流管の位置については、この場所以外も検討されたのかとの質疑に対し、その他の 案も協議したが、木曽川上流河川事務所調査課から、河川管理や下水処理場からの放流水管理 の観点からこの位置が最も適しているとの指導を受け、決定したとの答弁がありました。

また、牛牧排水機場の完成予定時期はいつかとの質疑に対し、木曽川上流河川事務所から、 令和7年までには完成したいと報告を受けているとの答弁がありました。

また、放流管の耐用年数はとの質疑に対し、下水道管の法律上の耐用年数は50年であるが、 全国の例では、汚水の管について120年間使用しているという実績も報告されている。今回の 放流管は内部、外部ともコーティングされており、腐食に強い構造で、また耐震性にも優れて いるとの答弁がありました。 また、放流管の管径は900ミリとなっているが、第1期工事のみの対応かとの質疑に対し、 全体計画の計画汚水量に対応する管径になっているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。令和3年6月25日、産業建設委員会委員長 松野藤四郎。以上でございます。

○議長(広瀬武雄君) これより、議案第39号令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算(第2号)の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(広瀬武雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(広瀬武雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決と併せまして採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押して いただくようにお願いをいたします。

これから、議案第39号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(広瀬武雄君) 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第34号及び日程第5 議案第38号について(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(広瀬武雄君) 日程第4、議案第34号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 について及び日程第5、議案第38号令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1号)を一括議題とします。

これらにつきましては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 馬渕ひろし君。

○文教厚生委員長(馬渕ひろし君) 改めまして、皆さんおはようございます。

議席番号8番、文教厚生委員長の馬渕ひろしでございます。

ただいま一括議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

文教厚生委員会は、6月15日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催をいたしました。 6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、所管の部長、次長及び課長の出席を求 め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第34号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、減免期間を1年延長し、令和4年3月31日までとなるが、減免対象はとの質疑に対し、令和3年度分の国民健康保険税で令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されたものが減免の対象となる。また、令和元年度や2年度についても、引き続き御相談を受けながら減免の措置を取っていくとの答弁がありました。

また、コロナ禍が続いていることを考えると、今年減免対象となる方は昨年よりも増えると 考えてよいのかとの質疑に対し、当然増えてくると考えている。加えて、周知方法については、 7月発送の納税通知書への案内の同封と、広報やホームページで行っていきたいとの答弁があ りました。

また、国民健康保険税の減免措置については、国の財政支援に基づくものと思われるが、当 市独自の減免措置などの考えはあるのかとの質疑に対し、国の通知に基づいて手続を取ってい きたいと考えている。それに伴う財政支援があるので、国の基準で考えていきたいとの答弁が ありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第38号令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。 なお、委員会終了後の協議会では、議案第37号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算(第3 号)の当委員会所管部分について執行部より説明を受け、協議しました。

その中で、牛牧第1保育所を公私連携型保育所として整備する予定地及び牛牧小学校の駐車場として整備する予定地の測量調査設計委託料と土地鑑定委託料の計上について意見がありました。

委員から、牛牧小学校駐車場の整備については、造成費用がかかる土地を新たに購入するより、現在、教職員の駐車場として使用している借地を購入することはできないのかとの質疑に対し、保育所整備と併せて考えた場合、保育所と小学校で駐車場を併用したほうが利便性がよいのではないかという判断で、現在使用させていただいている借地をお返しし、その代替地として、保育所を整備する予定地の近くに新たな土地を取得したいとの答弁がありました。

また、借地を市に購入していただきたいという話はなかったのかとの質疑に対し、地権者より購入してほしいという話はなかったが、現金化はしたいという話はあったと記憶しているとの答弁がありました。

この答弁に対し、市が借りている土地に関しては、率先して購入していく方針ではなかったのか。なぜ今回は見送って、現在の借地の駐車場より面積が狭い土地を購入するのか。その理由をしっかりと説明していただかなければ判断しかねる。今回、執行部の明確な答弁がなかったことについては、総務委員会のほうで慎重に審査してほしいとの意見がありました。

このほか、今回、土地の造成費を使ってまで購入しようとしている駐車場の土地を公私連携型保育所職員へ無償貸与することはできない。無償貸与されるつもりなのか、駐車場整備予定地の活用方法はとの質疑に対し、小学校駐車場整備予定地は、ふだんは学校の職員駐車場として使うが、保育所の行事がある際、小学校が使っていない日に保護者の方などが使用することを想定しており、これから事業者が決まっていく中での話を詰めていくことになるとの答弁がありました。

また、小学校で行事がある場合、なるべく徒歩などで来ていただくようPTAから案内がされているが、どうしても車で来る際には、今ある駐車場の利用、また犀川河川敷の駐車場も活用している。そのため、今回の小学校の駐車場整備のための新しい土地の購入については、小学校の教職員のためだけであるように思われる。民間企業である公私連携型保育所の職員まで活用する可能性があるのであれば、認めることはできない。一般的には、民間企業の従業員の駐車場はお金を払って借りられている。執行部の答弁のように、先にならないと活用方法が分からないような土地の購入については容認できない。結果的に民間の保育所職員に無償貸与されるような形であれば、市の損失は大きいと考える。また、保育所整備計画にある生津小学校区に保育施設の誘致についてもしっかりと進めていただきたいとの意見がありました。

これらの意見を踏まえ、当委員会では、この事業を進めるに当たり、十分精査し、比較検討 して進めるよう執行部に申し伝えていただくよう強く要求する旨の意見を付して、この議案が 付託されている総務委員会に送付することを賛成多数で決定し、その報告書を議長に提出しま した。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。令和3年6月25日、文教厚生委員会委員長 馬渕ひろし。以上でございます。

○議長(広瀬武雄君) これより、議案第34号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

〇議長(広瀬武雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長(広瀬武雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(広瀬武雄君) 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第38号令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(広瀬武雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

〇議長(広瀬武雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(広瀬武雄君) 着席願います。

日程第6 議案第33号から日程第8 議案第37号までについて (委員長報告・質疑・討論・採決)

〇議長(広瀬武雄君) 日程第6、議案第33号瑞穂市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第8、議案第37号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号)までを一括議題といたします。

これについては、総務委員会に審査が付託されておりますので、委員長の報告を求めます。 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長(若園五朗君) 改めて、皆さんおはようございます。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、報告します。

総務委員会委員長 若園五朗です。

ただいま一括議題となりました3議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務委員会は、6月16日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、各部長、調整監及び所管の課長に出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第37号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号)を審査しました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をした結果、文教厚生委員会より、議長を通じて次のような意見の報告がありました。

執行部から、現在、牛牧小学校教職員の駐車場として使用している借地の契約を解約し、その代替地として、公私連携型保育所と併用して活用できる新たな土地を取得したいとの説明があり、委員から、造成費用がかかる新たな土地を購入するより、現在駐車場である借地を購入した方がよいのではないかという意見に対して、執行部から明確な答弁がなかった。また、保育所整備としての駐車場確保など、事業内容も不透明な状況で精査されていないことや、保育所整備計画に基づき、生津小学校区の保育所整備についても並行して順次進めていただきたいとの意見が出され、その事業を進めるに当たり、総務委員会で、十分精査し、比較検討して進めるよう強く要求してほしいとの報告がありました。

この文教厚生委員会協議会における報告の説明後、執行部より補足説明を受け、質疑に入り、委員から、債務負担行為補正の令和4年度外国人英語指導助手(ALT)派遣事業の内容はとの質疑に対し、来年度4月1日から事業を開始するため、債務負担行為を起こし、今年度中に契約をしたいと考えている。ALTの人数は、今年度と同じ9名を予定しているとの答弁があ

りました。

この答弁に対し、5,673万7,000円と高額になる根拠は何かとの質疑に対し、各小・中学校や保育所、幼稚園に毎日派遣に来ていただく、また事業者によるALTの管理や教育も含まれているとの答弁がありました。

また、教育費の教育総務費委託料316万円の内訳として、公私連携型保育施設の予定地と牛牧小学校の駐車場の予定地を分けて出せないのか。出せないということであると審査がこれ以上進まない、調べることはできないかとの意見があり、内訳を調べるため、休憩に入りました。再開した後、執行部から、測量調査設計委託料の内訳として、保育所は210万、小学校駐車場は40万、土地鑑定委託料の内訳については、保育所は46万円、小学校駐車場は20万円であるとの説明がありました。

また、文教厚生委員会からの報告の中に、造成費用がかかる新たな土地を購入するより、現在駐車場である借地を購入したほうがよいのではないかという意見に対し、執行部から明確な答弁がなかったとあるが、ここで明確な答弁はできるのかとの質疑に対し、牛牧小学校駐車場の借地については、地権者のほうが手放したいと言われ、市として解約することとした。その代替駐車場としては、小学校に近いところがいいという理由で、西側に空いている土地があったため購入したいと文教厚生委員会協議会で説明した。牛牧小学校は、社会体育施設として市民に貸し出しており、利用の場合には、利便性がよく、近い場所がいいという考えもあり、また防災面からも、体育館が避難所となった場合、物資などを運ぶのに利便性がよくなると考えているとの答弁がありました。

また、近い、遠いという問題で借地を解約して代替地を購入するということは、小学校西側の土地購入ありきで始まっているように思うがとの質疑に対し、現在使われている借地の駐車場は、以前から、主に女性の先生から、遠くて怖いという話があり、近い土地があるなら探していきたいという考えがあった。昨年、借地の契約更新時に地権者から、土地を手放して現金化したいという話を伺ったが、近場で検討したいという思いがあったとの答弁がありました。

また、借地を購入すればいいと思うが、なぜ購入できないのかとの質疑に対し、借地を購入 していくことは認識している。ただ、グラウンドや学校校舎などの土地が借地ならば購入して いくという判断をするが、駐車場の場合は、借地を購入していくという考えはないとの答弁が ありました。

この答弁に対し、借地を積極的に購入する考えは従来からあり、教育委員会だけがそのような理論で押し曲げていくのはおかしいという意見に対し、牛牧小学校の駐車場については、5年ほど前からもう少し近いところで何とかならないかという相談を受けてきた。昨年度、借地を売って現金化したいという話が地権者の関係者からあったが、学校の教職員、社会体育施設を利活用される方、防災面などを総合的に考えると、小学校西側の土地がいいということで選

定をした。また、今回、保育所の整備と同時期となったため、併せることで経費を削減できる のではないかと考え、補正予算を計上した。なお、学校東側の市有地の学習畑については、教 育委員会から市へ戻し、普通財産として今後対応してもらえればと考えているとの答弁があり ました。

また、学習畑を駐車場にしてはどうかと以前から意見があったと思うが、当時の校長から、 学習畑付近は児童が登下校するのでやめてほしいという話があり、駐車場にするのをやめた経 緯があったかと思う。そう考えると、現在使用している借地の駐車場のほうが安全で、今が借 地を購入できるいい時期なのではないかという意見がありました。

また、先般の総括質疑の中で、過去七、八年前の経緯について説明があったが、どのように 考えているのかとの質疑に対し、総括質疑であった過去の経緯については認識している。しか し、今回は借地を解約し、土地を購入する内容なので、当時とは違っているとの答弁に対し、 なぜ七、八年も前に討議してきたことが再度このような形になるのかとの質疑に対し、今回ど のような土地を購入するかについては、学校には改めて問合せしていないが、過去からの駐車 場事情を加味し、考えた結果であるとの答弁がありました。

また、民間事業者による公私連携型保育施設に税金を充てて購入し、無償貸与することでいいのかとの質疑に対し、市内でも未満児保育をしていただける小規模保育施設が増えてきているが、まだまだニーズがあると考えている。今後も無償でお貸しし、子育て支援のため、地域における中核的な施設としての機能を持った保育施設で、未満児保育も行っていただける施設をお願いしたいと考えているとの答弁がありました。

また、現在小学校駐車場として利用している借地の契約を解約した場合、原状復旧してお返しすることになるのか。また、牛牧小学校の児童数の推移、教職員の数の推移、来校者の推移はとの質疑に対し、借地をお返しする際には、協議の上、お返しすることになると思う。牛牧小学校の児童数については、増えていくと思うが、断定することは難しい。ただ、35人学級になると教室の数は必要になり、学級数は増えるので、必然的に教職員の数は増えることになるとの答弁がありました。

また、学校西側の土地を買いたいということだが、小学校用として使われるのかとの質疑に対し、今年度新たに購入したい学校西側の土地は、牛牧小学校での利用を考えている。文教厚生委員会協議会では、公私連携型保育施設に行事があるときや防災等の緊急時にお互いに対応して使用できることもあるかもしれないという総合的な考えをお伝えしたつもりであるとの答弁がありました。

また、平成26年3月議会の総務委員会の委員長報告の中で、点在している学校周辺の市有地 を有効利用すべきで、土地購入の予算を突発的に計上するのではなく、総合的な計画を出して 検討してもらいたいという「総合的な計画」という意味は、行事などの催物のことではない。 10年、20年先を想定した総合的な計画を立てた上で土地が欲しいという意味であって、そうであれば理解できる。まずは計画を示してもらわなければならないと考えるとの意見がありました。

この意見に対して、10年先、20年先を想定するのは難しいが、今の児童数での推移になると思われ、教室をやりくりしなければならない。放課後児童クラブを牛牧第1保育所へ移動させ、新たに公私連携型保育施設として整備する計画を立てている。時期が一緒になったが、学校の教職員の駐車場については、昨年度、借地の地権者のほうから現金化したいという話があり、協議した結果、借地を解約し、学校西側の土地を購入することとなった。これは、社会体育施設の利用者や災害等の緊急時等の活用も考えて計画を立てているとの答弁がありました。

この答弁に対し、理解はできたが、これまでにもっと委員会や議会に報告すべき内容ではあったのではないかと思う。瑞穂市議会基本条例第8条には、議会は、市長が提案する重要な政策等について、審議等の水準を高める観点から、市長に対し説明資料を求めることができるとあり、(1)政策等の発生源、理由及び背景、(2)提案に至るまでの経緯、(3)検討したほかの政策案等の内容など、8つの項目が上げられている。今回の経緯や背景など、しっかりした説明資料を求めたいとの意見がありました。

これに対し、きちんと説明できる資料ができると思うので、提示したいとの答弁がありました。

その後、休憩を取り、再開後、委員から、借地の現金化の話はいつで、誰とどのように検討したのかとの質疑に対し、契約の更新時期である令和2年3月に売却の話があり、教育長、教育委員会事務局長、教育総務課と話を進め、購入するなら小学校の近くにと判断したとの答弁がありました。

また、穂積小学校のミーティングルームの窓の修繕について、4か所の修繕については、修繕料の金額が大きいのではないかとの質疑に対し、普通の窓ではなく、大きめの窓の修繕で、網戸も設置するとの答弁がありました。

その後、休憩を取り、委員会再開後、委員から、牛牧小学校の駐車場について、この事業を 進めるに当たり、十分に精査し、比較検討をすることが必要であると思うとか、取得しようと している用地と現状の借地を比較した資料が出されていないので何とも言えないが、将来性等 を考慮した場合、市の提案のとおり用地を取得したらいいのではとの意見がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

その後、再度休憩を取り、委員会再開後、棚橋敏明副委員長から附帯決議案が提出されました。

附帯決議案の内容は、議案第37号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号)において、 (款)教育費、(項)教育総務費、(目)事務局費、(節)委託料で316万円が計上されてい る。これは、牛牧第1保育所を公私連携型保育所として整備する予定地及び牛牧小学校の駐車場として整備する予定地の測量調査設計委託料と土地鑑定委託料である。

執行部からの説明では、現在、牛牧小学校教職員の駐車場として使用している借地の契約を解約し、その教職員の駐車場の代替地として、公私連携型保育所を整備する予定地の近くに保育所と併用して活用できる新たな土地を取得したいとのことであった。

今回の駐車場整備に関し、委員の質問に対する執行部の答弁は明確なものでなく、事業内容 についても不透明な状況で精査されているとは考えられない。

よって、現在使用している借地駐車場と新たな購入計画をしている小学校西側の土地の2か所について十分比較検討し、議会に報告することを強く要望するとの内容でした。

この附帯決議案は、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。 次に、議案第33号瑞穂市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを審 査しました。

本案については、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。 次に、議案第35号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、地方創生の推進に資する事業とは何かとの質疑に対し、瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた事業で、本市が進める事業は、次代を担う「ひと」を育む事業、特性を生かした「しごと」をつくる事業、安心して住み続けられる「まち」をつくる事業、魅力で「交流・にぎわい」を生み出す事業があるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和3年6月25日、総務委員会委員長 若 園五朗。

○議長(広瀬武雄君) これより、議案第33号瑞穂市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(広瀬武雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(広瀬武雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(広瀬武雄君) 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第35号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する 質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(広瀬武雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(広瀬武雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(広瀬武雄君) 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号)の委員長報告は、原案を可決した上で、別紙附帯決議案を可決するべきとするものであります。したがって、まず原案について委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、原案が可決されましたら、附帯決議について質疑、討論、採決を行います。

これより議案第37号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

- 〇議長(広瀬武雄君) 3番 若原達夫君。
- **〇3番(若原達夫君)** 議席番号3番 若原達夫でございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、質問をさせていただきたいと思います。

総務委員会委員長 若園五朗委員長より報告がありましたが、教育費の教育総務費、委託費 316万円の内訳を求め、公私連携保育事業と牛牧小学校の駐車場を分けて出せないのか。出せ ないということであればこれ以上審議が進まないということが発言があり、報告されています。この時点で改めてお尋ねしますが、何を求めて、何が進まないのか、その判断をお尋ねしたい と思います。以上、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(広瀬武雄君) 16番 若園五朗君。
- ○総務委員長(若園五朗君) ただいまの若原達夫議員の質問にお答えします。

現在、牛牧小学校の借地と、今回、牛牧小学校西の駐車場等を買う金額の鑑定料、そして調査、設計、測量についての一体の316万であり、個々の金額の明細が出ていないので、審議ができないということでございます。以上でございます。

○議長(広瀬武雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 若原達夫君。
- ○3番(若原達夫君) その後、休憩を挟んで執行部より内訳の説明があったとお聞きしております。先ほどの進まないと言われた内容について明細が報告されたということなんですが、その後、そのことによって議事のほうはすんなりと進行したのかお尋ねしたいと思います。
- 〇議長(広瀬武雄君) 16番 若園五朗君。
- 〇総務委員長(若園五朗君) ただいまの若原達夫議員の質問にお答えします。

先ほど、316万円の、保育園、そして今度新たに買う駐車場の設計、鑑定料についてあった んですけれども、具体的に、休憩に入り、執行部からの答弁では、保育所は、測量調査設計は 210万、そして小学校駐車場は40万、土地鑑定料については、保育所は46万、小学校駐車場は 20万になっているとの答弁がございました。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 〇議長(広瀬武雄君) 若原達夫君。
- ○3番(若原達夫君) 今のは執行部の内容の説明でございますので、議事が進んだのか、進まなかったのかということを改めてお尋ねしたいと思います。
- ○議長(広瀬武雄君) 若園五朗君。
- ○総務委員長(若園五朗君) ただいまの若原達夫議員の質問にお答えします。

休憩に入り、議事は進めてまいりました。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 若原達夫君。
- ○3番(若原達夫君) 恐らく進んだという解釈でよろしいかなとは思いますが、委員長報告によりますと、その後、この内訳に対する委員からの質問等が全くなかったということになりま

すが、あえてそこで本当にその内訳に対する金額が必要であったのか、審査を進める上で必要 であったのかお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(広瀬武雄君) 若園五朗君。
- ○総務委員長(若園五朗君) ただいまの若原達夫議員の質問にお答えします。

必要がありましたので、内容をお尋ねしました。以上です。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 若原達夫君。
- ○3番(若原達夫君) 時間をかけて申し訳ありませんが、くどいようにもう一度お尋ねいたします。その後、審査の中でその金額に対する質問等が全くなかったということは、あえてそこで316万円の内訳が必要でなかったように思いますが、何のために必要であったのか、再度確認をよろしくお願いします。

[「積算根拠を示さな」の声あり]

- ○議長(広瀬武雄君) ちょっと静かに願います。
 若園五朗君。
- ○総務委員長(若園五朗君) ただいまの若原達夫議員の質問にお答えします。 今の内容については、委員長報告の中にございます。以上です。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 若原達夫君。
- ○3番(若原達夫君) それでは、ちょっと観点を変えて、もう一つお尋ねいたします。 委員長は午前中の審査の中で、修正案を出せばいいというような発言をされたとお聞きして おりますが、事実でしょうか、確認いたします。
- 〇議長(広瀬武雄君) 若園五朗君。
- 〇総務委員長(若園五朗君) ただいまの若原達夫議員の質疑にお答えします。

先ほどの質疑に対しては、委員会の中の話であり、結論はございません。詳しいことについては、委員会の記録を見てもらえば確認できることでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 〇議長(広瀬武雄君) 若原達夫君。
- ○3番(若原達夫君) 発言されたのか、されないのかというところを確認したいと思います。 議事録の話じゃあなしに、この場で、したか、していないかの二者択一でお願いしたいと思います。
- 〇議長(広瀬武雄君) 若園五朗君。
- ○総務委員長(若園五朗君) ただいまの若原達夫議員の質問でございますが、総務委員会の全体の委員長の議事運営がございますので、個々の内容については、全てこの委員長報告にまと

めてはございますので、お願いします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 若原達夫君。
- ○3番(若原達夫君) 明確な言葉はいただけないので、当然のことながら、委員会の委員長は、公平な立場から議会運営等に当たらなければならないと思います。万が一そのような発言がされていたのであれば、今後慎んでいただきたい、立場をわきまえて議事進行に当たっていただきたいと思います。

それで、先ほどの問題にも改めて戻りますが、この316万円の内訳を求められた後に何らその数字的なところも出てきていないということになりますが、これは、私が考えるところによりますと、保育所事業と駐車場の事業を分けて、金額事務も分けて修正案を出したいのではないかなあという思惑があったのではないかと私は考えますが、委員長の見解をお願いしたいと思います。

[「見解を聞く場じゃあない」の声あり]

[「私見は駄目です」の声あり]

○議長(広瀬武雄君) ただいまの発言は質疑の範囲を超えていますので、注意します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 〇議長(広瀬武雄君) 松野藤四郎君。
- **〇17番(松野藤四郎君)** 今、委員長報告をしておるんですけれども、ちょっと休憩を取りたいんですけれども。

[「理由は」の声あり]

〔「休憩を取りたいなら動議は」の声あり〕

〇議長(広瀬武雄君) 休憩。

[「動議ですか」の声あり]

[「賛成」の声あり]

○議長(広瀬武雄君) このまま質疑を続行いたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

〇議長(広瀬武雄君) 若原達夫君。

○3番(若原達夫君) 以上で私の質問は終わります。

○議長(広瀬武雄君) そのほか、質疑ありますか。

[挙手する者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 森健治君。
- ○6番(森 健治君) 議席番号6番 森健治でございます。

先ほど総務委員長の報告がございました。委員長報告によると、文教厚生委員会より、議長

を通じて、執行部から明確な答弁がなかったと報告していますが、この意見に対し、総務委員会で精査し、比較検討することを総務委員会がどの部分で承認し、審査に入ったか、明確な報告がされていない。全委員が賛同したのか、委員長はどのように進めたのか伺います。お願いします。

- 〇議長(広瀬武雄君) 若園五朗君。
- ○総務委員長(若園五朗君) ただいまの森健治議員の質問にお答えします。

今のその内容については、全て委員長報告の中に網羅してございますので、よく確認願いま す。以上です。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 森健治君。
- ○6番(森 健治君) 一応、先ほど報告をされた文面も……。

[「マイクを」の声あり]

- ○6番(森 健治君) では、先ほど委員長報告の文面を見させていただきましたけれども、文 教厚生委員会の意見では、総務委員会で十分精査し、比較検討して進めるよう強く要望するを、 一つ一つ項目ごとに執行部から説明を求め、文教厚生委員会の説明と比較検討できたのかお伺 いいたします。
- 〇議長(広瀬武雄君) 若園五朗君。
- ○総務委員長(若園五朗君) ただいまの森健治議員の質問にお答えします。

委員長報告の9ページ、あるいは10ページのほうを見てもらえれば、その内容については結果の内容が書いてございますので、お願いします。以上です。

〔挙手する者あり〕

- 〇議長(広瀬武雄君) 森健治君。
- ○6番(森 健治君) 文面には、私、先ほど見させていただきましたけれども、比較検討できたかどうかをお尋ねしているんですが、お答えはいただけませんでした。できれば御回答をいただきたいというふうに思います。
- 〇議長(広瀬武雄君) 若園五朗君。
- ○総務委員長(若園五朗君) ただいまの森健治議員の御質問にお答えします。

内容について明確でないので今回可決して、附帯決議の内容でございます。以上でございます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 森健治君。
- ○6番(森 健治君) それでは、総務委員会では、比較検討することを各委員がどのように認識していたのか、統一されていたと委員長は考えますが、その辺り、委員長として、比較検討

するのは、何をどのように理解をされ、どのように進められたのかお伺いいたします。

- 〇議長(広瀬武雄君) 若園五朗君。
- ○総務委員長(若園五朗君) ただいまの森健治議員の質問にお答えします。

総務委員会の報告の12ページの中に書いてございます瑞穂市議会基本条例の第8条には、市 長が議会に提案する重要な政策について、十分資料を求める、しっかり資料制作した内容を示 せるということはできていないために、今回、休憩を取り、牛牧小学校の駐車場、あるいは借 地との比較を、資料が出していない、委員長報告の12ページ、13ページをじっくり読んでもら えれば理解できると思います。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 森健治君。
- ○6番(森 健治君) 最後になりますけれども、終盤で、附帯決議の内容は、明確な答弁はなく、事業内容についても不透明な状況で精査されているとは考えられません。執行部からの報告書では明確な答弁であると考えますが、どの点が明確でないのかお伺いいたします。
- 〇議長(広瀬武雄君) 若園五朗君。
- ○総務委員長(若園五朗君) ただいまの森健治議員の質問にお答えします。

委員長報告の11ページ、12ページでございますが、12ページに書いてございますように、先ほども言いましたが、牛牧小学校の西側の土地、借地、返す、この比較検討の数字は明確にされていない。その費用対効果がどうであったかということについて、12ページに書いてございますその内容を含めて附帯決議で出して、しっかり費用対効果を出して議会に資料を提出してくれということでございます。今回の借地として借りておる土地、新たに正面に買う土地について、一応今回、返す、買うということだけど、実際に費用対効果、どういうのがあるかというのは、議会に明細に資料を出してくれということが、先ほど言いました総務委員会の12ページの上から7行目から下から5行目、この間に書いてございますので、その内容をしっかり読んでもらえれば、森議員の質疑の内容が、ここに答弁となっておると思いますので、御理解お願いします。以上です。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 森健治君。
- ○6番(森 健治君) 以上で質疑を終えますが、執行部のほうからは、今、現状借りている土地と新たに購入しようとする土地の意図というのは、私自身は十分伝わってくると思いますけれども、それについて、また附帯決議が出されて比較検討されるということでございますけれども、取りあえず思いとして、明快な、執行部からは説明があったと認識しておりますので、そういう思いを持って、最後、自分の質疑のほうを終えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長(広瀬武雄君) ほかに質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 馬渕ひろし君。
- ○8番(馬渕ひろし君) 議席番号8番 馬渕ひろしでございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、委員長報告に対する質疑のほうをさせていた だきます。

まず初めに、総務委員会の中では、総括質疑であったフラワーアレンジメント事業やウエディングフォト撮影支援事業、樽見鉄道への事業支援、駅前にぎわい創出施設改修事業などの質疑や企画部主管のPRエコーはがき事業などの質疑はありましたでしょうか、お伺いいたします。

- 〇議長(広瀬武雄君) 若園五朗君。
- ○総務委員長(若園五朗君) ただいまの馬渕ひろし君の質問にお答えします。

総務委員会では、執行部に説明を受けたが、質疑、討論はございませんでした。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 馬渕ひろし君。
- ○8番 (馬渕ひろし君) それでは、今、森健治議員、若原議員、若原議員はちょっと違いますが、森健治議員のほうから、総務委員長報告の中にあったように、総務委員長報告の中に、平成26年3月議会の総務委員会の委員長報告の中で、点在している学校周辺の市有地を有効利用すべきで、土地購入の予算を突発的に計上するのではなく、総合的な計画を出して検討してもらいたいとありまして、この修正議決の理由とされた総合的な計画とは、通学区域や児童の推移、牛牧小学校周辺の市有地の活用などを考慮して検討、計画された総合的な計画に基づいて駐車場の購入をすべきであるという議会の意思が示されたと思いますが、総務委員会にて総合的な計画についての資料の提出がありましたでしょうか。

また、報告の中の委員の意見として、瑞穂市議会基本条例第8条には、議会は、市長が提案する重要な政策等について、審議等の水準を高める観点から、市長に対し説明を求めることができるとあり、今回の経緯や背景など、しっかりとした説明資料を求めたいと意見があり、きちんと説明できる資料ができると思うので提示したいと執行部から答弁があったと報告されています。通学区域や児童の推移、周辺市有地の活用などを考慮して比較検討、計画された総合的な計画の資料、今回の経緯や背景などが記載された説明資料、この2点の資料の提示はありましたでしょうか。

- 〇議長(広瀬武雄君) 若園五朗君。
- 〇総務委員長(若園五朗君) ただいまの馬渕ひろし議員の質問にお答えします。

総合的な計画、経緯、背景など、しつかりとした説明資料の提示はありませんでしたが、執

行部から、口頭にて委員長報告に記載のような答弁がありました。以上です。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 馬渕ひろし君。
- ○8番(馬渕ひろし君) こちらも森健治議員もおっしゃられましたけれども、委員長報告の中に、取得しようとしている用地と現状の借地を比較した資料が出されていないので何とも言えないが、将来性等を考慮した場合、市の提案のとおり用地を取得したらいいのではという意見がありました。比較検討する資料が出されていないので何とも言えないけど、市の提案どおり用地を買ったほうがいいという意見ですけれども、この意見に対して、総務委員会では、総務委員会を通してどのような説明が、納得できる説明が執行部からあったのか、お伺いいたします。
- 〇議長(広瀬武雄君) 若園五朗君。
- ○総務委員長(若園五朗君) ただいまの馬渕ひろし議員の質問にお答えします。 総務委員会では答弁はなかったと記憶しております。以上です。
- **〇議長(広瀬武雄君)** ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長(広瀬武雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

[「議長、議事進行」の声あり]

〔挙手する者あり〕

- 〇議長(広瀬武雄君) 馬渕ひろし君。
- **〇8番(馬渕ひろし君)** 議案第37号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号)の討論に入る前に、休憩と資料の請求、そして全員協議会での執行部からの説明を求めます。

文教厚生委員会では、造成費用がかかる新たな土地を購入するより、現在駐車場である借地を購入したほうがいいと議長を通して送付した意見に対して、総務委員会では、文教厚生委員会ではされなかった新しい追加された説明があり、また総務委員会で資料はなかったが、総合的な計画に対する委員が求めた意見に対する明確な説明と、議会基本条例に基づいて議員が請求した今回の経緯や背景、比較検討をした資料が出されていないといった委員の発言が報告されています。

私は、討論、採決に入る前に、総務委員から議会基本条例第8条に基づいて請求された資料 の提出と執行部による説明を受けたい、受けなければ議決をすることができないと考えるため、 休憩を求めます。

〔「賛成」の声あり〕

○議長(広瀬武雄君) それでは、休憩動議がなされまして、賛成者もありますので、ここで暫

時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午後1時40分

○議長(広瀬武雄君) それでは、休憩前に引き続きまして議案第37号を審議いたしますが、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(広瀬武雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(広瀬武雄君) 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、附帯決議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(広瀬武雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、附帯決議案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長(広瀬武雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから附帯決議案を採決いたします。

附帯決議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(広瀬武雄君) 着席願います。

起立全員です。したがって、附帯決議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第40号及び日程第10 議案第41号について(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(広瀬武雄君) 日程第9、議案第40号財産(消防ポンプ自動車)の取得について及び日程第10、議案第41号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長(森 和之君) それでは、2件、追加議案の提案について説明をさせていただきます。 議案第40号財産(消防ポンプ自動車)の取得についてであります。

消防団の消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、消防ポンプ自動車1台の購入に当たり一般競争 入札を実施したところ、岐阜日野自動車株式会社本巣支店が落札しましたので、契約すること について、地方自治法第96条第1項第8号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取 得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第41号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)についてであります。

地方自治法第218条第1項の規定により、議会に提出するもので、歳入歳出の総額にそれぞれ2,893万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ191億6,484万2,000円とするものであります。

歳出としましては、民生費で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業を2,893 万2,000円増額するものであります。

歳入としましては、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を 2,893万2,000円増額するものであります。

以上2件の追加議案につきまして概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(広瀬武雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時47分 再開 午後2時47分

○議長(広瀬武雄君) それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号及び議案第41号は、会議規則 第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありま せんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(広瀬武雄君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案 第40号及び議案第41号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより、議案第40号財産(消防ポンプ自動車)の取得についての質疑を行います。 質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 庄田昭人君。
- ○13番(庄田昭人君) 議席番号13番 庄田昭人です。

議案第40号財産の取得についてということで、消防ポンプ自動車のことであります。

提案理由、また、先ほどの説明を聞かせていただきました。しかしながら、この消防ポンプ自動車ということについては、管理がきちっとされているんではないかなというふうに考えさせていただいております。この消防自動車の財産の取得が、なぜ今日に至ったのか。入札日を見ますと、そりゃあ今日ですよねというような入札日になっているということについては、管理上、先ほど20年といったようなところで最初から分かっていたんではないかなということでありますので、最終日に上げるようなことではなく、しっかりとこの6月議会の当初に上げておくべきではなかったかなと思いますので、その部分について説明をお願いしたいと思います。

- 〇議長(広瀬武雄君) 石田総務部長。
- ○総務部長(石田博文君) 議員のおっしゃるとおり、この入札日につきまして、議会の真っ最中ということで入札をさせていただいたんですが、いろいろ入札の準備等日程の調整をしたところでこの日になってしまったということで、その辺は御了承いただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 13番 庄田昭人君。
- ○13番(庄田昭人君) 調整の中でといったところでありますが、もともとこれはきちっと調整がなされていて、本来ならといったところであります。調整してこの日になったということは調整不足ではなかったかなあといったところが議員としては考えさせられる部分でありますので、消防自動車という大切な瑞穂市の市民の命を守る、そんなところで今回廃車ということでありますので、しっかりとした計画があり購入をしていく、取得をしていくといった話だと思いますので、その部分についてもう一度答弁をお願いしたいと思います。
- 〇議長(広瀬武雄君) 石田総務部長。
- ○総務部長(石田博文君) 庄田議員のおっしゃるとおり、調整が不足していたというところは 否めません。ただ、4月から入札の準備をしてまいりましてたまたまこの日になってしまった というところで、その辺を御了承いただければと思っております。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(広瀬武雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(広瀬武雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長(広瀬武雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決いたします。

議案第40号財産(消防ポンプ自動車)の取得については原案のとおり決定することに賛成の 方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(広瀬武雄君) 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第41号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)の質疑を行います。 質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

〇議長(広瀬武雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長(広瀬武雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。

議案第41号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(広瀬武雄君) 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第4号について(趣旨説明・質疑・討論・採決)

〇議長(広瀬武雄君) 日程第11、発議第4号核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書を 議題にいたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

5番 関谷守彦君。

○5番(関谷守彦君) 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、発議第4号核兵器禁止条約への署名・ 批准を求める意見書について趣旨説明を行いたいと思います。

まず、タブレットにあります意見書を読み上げさせていただきます。

発議者は私、関谷守彦、賛成者は、松野藤四郎議員であります。

核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書。

2021年1月22日、核兵器禁止条約が発効し、これにより非人道的な兵器として核兵器の使用が国際法で禁止された。核兵器禁止条約は「核兵器をなくすべきだ」という人類の意思を明確に示した条約である。

被爆者の方々の「こんな思いをほかの誰にもさせてはならない」という強い思い、そして平 和を願う多くの人々の声が、国際社会を動かしたものと確信をしている。

わたしたち瑞穂市では、核兵器の廃絶と戦争をなくすことを訴える「非核・平和都市宣言」 を平成22年11月に制定し、毎年「平和の集い」など平和推進事業に取り組んできた。

よって、瑞穂市議会は、国会及び政府が核兵器禁止条約への署名・批准を行うよう要請する。 提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣であります。

同様の意見書につきましては、平成30年の6月議会にも出されておりました。しかし、賛成 少数ということで否決されております。そのときいただいた御意見も参考にしながら、今回、 改めて提案をさせていただきました。

核兵器禁止条約は、2017年、平成29年に122か国の賛成で採択され、今年1月22日に正式に発効いたしました。今年の2月19日現在でありますけれども、この条約に署名をしたのは86か国、批准をしたのが54か国。そして、全国の自治体でこのような意見書、あるいは決議をした自治体は、昨日現在で577自治体。およそ全体の33%になっております。

前、頂きました全国市議会旬報、これの5月25日付の記事によりますと、こういった核兵器禁止条約について署名・批准を求める意見書、これは、ここにありますのは、2月から4月にかけて16自治体が新たに入った。また、私も時々、この議案を出すに当たってチェックしていましたけれども、今月だけでも17の自治体が増えております。県内では8つの市町が採択をされております。

この条約の内容は、御存じのように核兵器の使用や使用の威嚇の禁止、あるいは核兵器の開発・実験・生産・製造・取得・保有・貯蔵などを禁止するというもので、条約の推進に貢献した核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN) には、ノーベル平和賞が授与されております。

前回の議会で1つ出された御意見、これを見ますと、これは若井議員のほうから出された質問ですけれども、日本はやっぱりアメリカの核の拡大抑止力の中、ある意味、核の傘の中に安全が保障されているというのも事実ではないかというふうに言及しておるわけでございますけれども、その中には韓国であったりオーストラリアであったりNATO、こういった諸国が加

盟できていないという現状があるというふうに思うと、そのような御指摘がありました。そして心配することは、こういったことを日本がそちらの核兵器禁止条約というものに賛同していくと、唯一被爆国であった、ある意味、核兵器を所持している国とそうでない国との唯一の橋渡しができるという立ち位置である日本が核兵器の禁止条約のほうに署名・賛同していことに対して、余計に核を保有しておる国との摩擦というかそのあれが大きく広がっていくのではないかという、そういった意見があるけれどもどうかというような懸念が出されております。これは、日本の政府の見解というか、そこにも出されている内容だと思います。

政府の見解を見てみますと、こういったものができたこと自体については歓迎をしたいということを前提にして、日米同盟の下で核兵器を有する米国の抑止力を維持することが必要であると。核軍縮に取り組む上では、この人道と安全保障の2つの観点を考慮することが重要であると、そういう立場で先ほどのような話になってきていると思います。

ところが、そういった懸念について、最近の動きはどうなっているのか。これは国際的な動 きでありますけれども、NATO、いわゆる北大西洋条約機構ですね。そこの中の動き、加盟 国の動きというのが、最近ちょっと注目をされていると思います。これは、ICANの非核の 同盟という資料が、これは今月の10日でしたか発表されております。ちょっと原文が英語ばっ かりだったもんでそこまでようチェックはしなかったんですけれども、それを見ますとNAT Oの首脳会議、これについては、共同声明でロシアの核兵器を理由に、核兵器が存在する限り NATOは核同盟であり続けると、そういったことを改めて宣言をしております。ところが、 一方、それぞれの国内では、この核禁止条約への参加を支持する世論というのが、非常にヨー ロッパでは強くなっていると。一番高いのがスペインの89%がありまして、80%台、70%台、 そして60%台というふうであります。そういった国々ではどういった今動きが起きているかと いうことが出されております。例えばスペインでは、下院外交委員会でこの禁止条約関連決議 を採択している。また、イタリアでは議会が政府に対し、NATO義務と禁止条約への参加を 両立する可能性の模索を指示してほしい、そういったことを出してきている。オランダでも、 議会が政府に条約参加の検討とNATO加盟間での禁止条約の支持拡大を努力するよう要請す るとか、ドイツでは、連邦議会の調査委員会が禁止条約はNPTを弱体化させないという結論 を出したと。そのような新しい動きといいますか、つまり、一定の軍事同盟、核を保有してい る国を含めた軍事同盟の中でもこういった核をやっぱりなくしていかなければならない、そう いった思いの中でそういった動きが出てきているのではないか。すなわち、そういったものは どのように探求していくかというのがすごく大事だと思います。それは何と言っても世論がそ れをつくり出している、そういったことにあると思います。そういった意味では、この鍵を握 っているのは、世界の中のやっぱり核をなくそう、そういった思い、そういった世論を形成し ていく、それが非常に大事ではないかと思います。

瑞穂市では、意見書の中でもありましたけれども、平成22年11月に非核平和都市宣言をし、 それ以降、毎年、平和推進事業を行ってきた、そういったようなこともあります。ぜひそういった意味で、この瑞穂市議会で意見書を採択する。それがやがては、日本のそういった世論を 大きくしていく上で大きな力を発揮するのではないか、私はそのように確信をしております。 そのためにもこの意見書について御審議の上、御賛同いただけますようよろしくお願いを申し 上げます。

以上をもちまして私の趣旨説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(広瀬武雄君) これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第4号は会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(広瀬武雄君) 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略する ことに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 若井千尋君。
- ○14番(若井千尋君) 議席番号14番、公明党の若井千尋です。

ただいま関谷議員から出されました核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書に対して、 質疑をさせていただきたいと思います。

今、関谷議員からもお話がありましたように、これは平成30年6月議会にも同じタイトルで出てまいりました。そのときも私も内容を拝しまして自分なりの質疑をさせていただき、自分なりの考え方を話させていただきましたが、そのときと比べまして、今関谷議員もおっしゃったように、私自身も質問させていただいたことに対しての部分がある意味削除されたような形で、今回提出された意見書の内容を大きく自分なりに拝しますと、2021年、本年の1月22日に核兵器禁止条約が発効された。平和を願う人の声が国際社会を動かした。最後は、瑞穂市は非核平和都市宣言をしているから禁止条約に署名・批准を求めるという、大きくこんなような内容になっておるかと思います。

瑞穂市議会の決議をもって国に意見書を提出できる、唯一意見が言えるこの意見書に対しまして、その内容としては非常に具体性に欠けるものではないかなというふうに、私自身は感じます。その意味で、この問題、本当に市とかいうレベルではなく、世界的にも本当に大変な問題でございます。当然、私も平和の党として核兵器は一切禁止でございますし、平和都市宣言の中において平和を願う者の一人でございますが、今お話ししましたように具体性に欠けるこ

とに対して何点かお聞きをしたいと思います。

今回の核兵器禁止条約の骨子について、関谷議員のお考えを伺います。

以下は自席で質問させていただきます。

- 〇議長(広瀬武雄君) 5番 関谷守彦君。
- ○5番(関谷守彦君) 今、若井議員の御質問は、この本文があまりにも簡単過ぎるということで、まず、核兵器禁止条約、内容は何かという御質問かと思いましたけれども、それでよろしかったでしょうかね。

それにつきましては、細かい部分、私も一応、外務省はこれに参加していないもんで仮訳という形でしか出していないもんであれですけれども、それは全部が全部読み取ってはいませんけれども、先ほど説明させていただきましたように、やっぱりポイントは核兵器の使用や使用の威嚇の禁止、あるいは核兵器の開発・実験・生産・製造・取得・保有・貯蔵などを禁止するという、そこにあると思います。ここが一番ポイントではないかと。つまり、核兵器そのもの全体を禁止する。もちろんそれで罰則とかそんなものあるわけじゃないんですけれども、そういったこれからの世界をどういうふうにつくっていくかという意味でこの核兵器を何とかして廃絶したい、そういった思いがここに結集しているのではないか、そんなふうに思っております。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 14番 若井千尋君。
- ○14番(若井千尋君) 今、この核兵器禁止条約をという文言で国に対して意見書を出されることに対してどのような内容であるかということに関しては、当然、核兵器の禁止ということはごもっともなことだと思いますけど、今回この核兵器の条約の骨子の中に被爆者という文字がアルファベットで提示されておるということが非常に大きな問題であるというふうに私は感じております。

今、次に条約のポイントについて伺おうと思いましたが、多分、今関谷議員なりにポイントをお話しされたと思いますが、次に、この条約に署名・批准をしていない国というのは、日本のほかに主立ったところはどんなところがあるか教えていただきたいと思います。

- O議長(広瀬武雄君) 5番 関谷守彦君。
- ○5番(関谷守彦君) お答えします。

この条約に加盟をしていない国、先ほど言いましたように日本もそうなんですけれども、いわゆる核保有国、5大国と言われますけど、アメリカ、中国、ロシア、そしてフランス、イギリス、そういったところ、それから、いわゆる核を保有しているであろうと言われている北朝鮮、それからどこでしたっけね。ちょっとごめんなさい。今ふと出てこないもんであれですけれども、イスラエル、それから、そういった国々ですね。そういったところは入っておりませ

ん。それから、ごめんなさい。インド、パキスタン、そんなところが不参加だというふうに聞いております。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 14番 若井千尋君。
- **〇14番(若井千尋君)** 当然、この意見書の内容に関しましては、冒頭にお話ししましたように核兵器は一切禁止でございますという立場でございますし、平和を願う者でございます。

これここで関谷議員にお聞きするのも何なんですけど、例えば今おっしゃった核保有国が署名、また批准していないということに関しては、どのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(広瀬武雄君) 5番 関谷守彦君。
- ○5番(関谷守彦君) どのように感じているかということですけれども、もちろん核兵器廃絶をするということであれば全ての国々が参加する、これが本来的なことだと思います。そういった意味では、これまで世界では毒ガスとかそういったものをずうっとこの間造られてきたわけですけれども、そういった中でそういった国々もぜひ参加してほしいという思いは持っております。ということでよろしいですかね。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 14番 若井千尋君。
- ○14番(若井千尋君) 質問の最後にですけれども、今、当然この核兵器に対して、今月の14日の発表でスウェーデンのストックホルムの国際平和研究所で発表されたことによりますと、今、核保有国のアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮が保有する核弾頭の総数は、今年の1月の時点で1万3,080発に上るというようなことでございます。このうちの約9割を占めるアメリカとロシアが、核戦争を回避する意思を表明したことは極めて重要であるというふうに新聞に記事が載っております。

今年、アメリカのバイデン大統領とロシアのプーチン大統領は16日の首脳会談で、両国の核 軍縮の在り方について語り合って話していく中で戦略的安定対話を開始することで合意をした というふうに書いてあります。

実は、これは1985年11月のアメリカのレーガン大統領と旧ソ連のゴルバチョフ書記長の首脳会談でも全く同様の内容でございます。その上で、ある意味この核を回避するということに関しては原点に立ったということでございますが、ただ、現在は核兵器を使う意思こそ示して核抑止という機能を、要するに、核を持っているから相手の核を抑止するというようなことを言わんばかりに、実は核軍拡ですね。核兵器が非常にまだ増えておると。象徴的なのは、アメリカのトランプ前政権が今年の2月、爆発力を抑えた低出力の核弾頭を潜水艦から発射する弾道ミサイルを初めて登載したことであったと。これに対して対抗しようとしたロシアは新型核兵器の開発にも乗り出している。いわゆる、表面上は核を抑えるというような状況を言っておる

んですけれども、核兵器の現実は増えておる。要は、世論を動かすということはもう大切なことでございますが、私どもとしては、まずもってこの核を保有している国が署名・批准していかないことに対して非常に懸念を持っておるわけでございますし、署名だけをすれば解決していくという問題ではないということを思っておるわけなんでございますが、この現実、核兵器の、先ほど話をされましたように現在、日本が日米安保の中でアメリカの核の傘下で国防、国が維持されというか安全が確保されておるという現実もあるわけでございますが、これだけ核兵器が、言葉では使わないというような内容でございますけれども増えておるという報道を聞きますと非常に危惧されておるわけですが、これが署名・批准だけで事が足りるのかどうなのか、そういったことでお考えを伺います。

- 〇議長(広瀬武雄君) 5番 関谷守彦君。
- ○5番(関谷守彦君) 今、若井議員から、今の世界の核兵器の保有状況、これについてお話がありました。

この間、確かにアメリカとロシアの中で合意をしたという話も幾つかあります。それで確か に過去と比較すると、絶対数そのものは減っているということは言われております。直近で増 えているものもあると思います。

ただ、それをじゃあどこが減らしているかというと、簡単に言えば古いやつを減らしている という実態があるわけですね。そういった意味では、非常に危惧される、そういった状況には やはり、今あると思います。

そういった中で、今問題提起として、例えばここで決議をしたからそれだけで事が進んでい くのかという御質問だと思います。

当然、ここで決議をしたからそれで全てがうまくいく、そんなものでは当然、ありません。 だけれども、そういった1個ずつの積み重ね、これが非常に重要ではないかと私は思っており ます。

たまたま私、これは核兵器禁止条約の発効に当たって、創価学会の原田会長の談話というのが発表されております。その中で、SGIの会長である池田氏の発言を引用してこんなことを言ってみえます。国家の安全を守るという従来の安全保障観から、本来の目的である人間と生命の安全を守るとの原点に立ち返るべきです。その視座に立てば、核兵器の禁止と廃絶こそが安全保障の唯一の現実的な道筋であることが明快でありますというようなことを言っておられます。これはどういうことかといいますと、人道的な側面、それから、よく言われる現実面をどう見るのか、そういったことを考えた場合に、じゃあ、現実としてもし核兵器そのものが1回使われればどんなことになるのか。これはもう、火を見るよりも明らかな状態であります。私たち人類の生存そのものが脅かされる、そういった現実があるわけです。そこをしっかりと見据える、そこがまず大事ではないかと。そういった中でこういった私たち地方議会でもこう

いう声を上げる。それから、世界の国々でも声を上げる。先ほど言いましたようにそういった 声が、やはりNATOの軍事同盟の中でどういうふうにこれを実現させるか、そういったもの を探求していこう、そんなこともあると思います。そして、当然、日本政府も様々な形で取組 をされていると報告もされております。そういったいろいろな動き、これはあくまでも核をな くす、その一点に絞って様々な形でこういった機運をつくっていく、それが本当に大事なこと でないか、私はそのように思っております。以上です。

○議長(広瀬武雄君) ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長(広瀬武雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- O議長(広瀬武雄君) 14番 若井千尋君。
- ○14番(若井千尋君) 議席番号14番、公明党の若井千尋です。

広瀬武雄議長より発言のお許しをいただきましたので、核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書に反対の立場で討論をさせていただきます。

反対の理由としましては、私ども公明党は、本年1月22日の発効が決まった核兵器禁止条約に関しては、核兵器を違法とする初めての国際法規範であり、大きな意義があるというふうに考えております。そのため、日本政府に対し、条約発効後の締約国会合にオブザーバー参加を訴えるとともに、被爆地である広島、長崎への同会合の招致を求めております。

一方、意見書においては、条約に署名・批准することを求めておられますが、条約採択の過程やその後の各国の批准において核保有国が条約に署名していないという結果、核保有国と非核保有国との間で溝が深まり、分断が大きくなったことも現実であると考えております。保有国が核兵器を減らさなければ、廃絶には至りません。現実性に疑問があると考えております。

次に、日本を取り巻く厳しい安全保障環境が上げられます。例えば北朝鮮は核保有を宣言しており、中距離ミサイルは数百発あるとされています。いつ、どこから飛んでくるかも分からないようなこの現状で、そうした現実の日本の防衛力だけでは対応ができないのが現実でございます。いわゆるアメリカの防衛力に頼らなければならない現状であります。長期的には核抑止に代わる解決策を模索するべきですが、現状では、我が国はアメリカの核抑止力を否定できないという現状であります。こうした背景もあり、日本は核兵器禁止条約に署名・批准はできないとの立場であると考えます。私ども公明党は、日本が核兵器と非核兵器との真の橋渡しの役割を担い、核軍縮を進め、核廃絶に向けた国際社会の取組をリードしていくという重要な使

命があるというふうに考えております。核のない世界を構築するという目標は共有するもので ございます。ただ、核廃絶に向けたアプローチの仕方が違っておるというふうに考えておりま す。そういった意味で今回の核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書に対しては反対と いう立場で意思表示をさせていただきます。

以上で反対討論とさせていただきます。

○議長(広瀬武雄君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者なし]

〇議長(広瀬武雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決いたします。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(広瀬武雄君) 着席願います。

起立少数です。したがって、発議第4号は否決されました。

日程第12 発議第5号について(趣旨説明・質疑・討論・採決)

○議長(広瀬武雄君) 日程第12、発議第5号学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書を議題にします。

本案について趣旨説明を求めます。

14番 若井千尋君。

○14番(若井千尋君) 議席番号14番、公明党の若井千尋です。

ただいま広瀬議長より発言のお許しをいただきましたので、庄田昭人議員、森清一議員の御 賛同を賜りまして、学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるため の意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は本文の朗読をもって代えさせていただきます。

学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書。

現在、教育の現場では、「誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む 学び」の実現を目指す「GIGAスクール構想」の一環で児童生徒に1人1台の情報端末の貸 与、並びに校内の高速ネットワーク整備が進められております。

また、これらのハード面の取組に加えて、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実や、「特別な配慮を必要とする児童生徒の学習上の困難の低減に資するもの」としての「デジタル教科書」の導入も進められようとしています。

「GIGAスクール構想」に対しては、ICTを活用したオンラインでの授業や宿題の配付、

さらにデジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの実現と教員の負担軽減などへの期待が高まっています。

一方で、すべての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるように、個人情報の取扱い及び管理も含めた教職員の資質の向上が求められています。また、デジタル教科書・教材は、学校から貸与された端末を使い、学校のシステムに接続する必要があり、例えば、転校先でも復習や学びが継続できる環境を整備しておくことも重要であります。

さらに、デジタル教科書のみを使用した場合には、学習の基本能力である「読解力」の低下が危惧されます。そこで、各自治体においては、Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい教育を推進するため、学校教育にICTを浸透させ、さらなる教育の充実を図るためのデジタルトランスフォーメーション、以下、DXと言いますが、の実現に向けて取り組むべきであります。そのために、以下の事項について迅速に対応することを強く求めます。

- 1. 情報端末の利活用、個人情報の取扱いなど、教育DXに対する教職員研修の在り方について検討を進めること。
- 2. システムやソフトウエアの整備、情報端末や通信設備の修繕や定期更新など、教育DXに関する学校教育予算の充実・確保とそのあり方について検討を進めること。
- 3. 様々な会社の情報端末とデジタル教科書と個人認証システムの互換性を確保するための、 統一規格について検討を進めること。
- 4. よく聞き、よく読み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な「学ぶスキル」を身に付ける上で、紙面の活用と対面学習の併用を検討すること。

なお、提出先は、菅内閣総理大臣、麻生太郎財務大臣、萩生田光一文部科学大臣、武田良太 総務大臣、以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定によって提出をさせていただきます。

以上、御審議の上、賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(広瀬武雄君) これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第5号は会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(広瀬武雄君) 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略する ことに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(広瀬武雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(広瀬武雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(広瀬武雄君) 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第6号について(趣旨説明・質疑・討論・採決)

○議長(広瀬武雄君) 日程第13、発議第6号生津小学校区に保育所整備の早期実現を求める決議を議題にします。

本案について趣旨説明を求めます。

16番 若園五朗君。

〇16番(若園五朗君) 議席番号16番 若園五朗。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、生津小学校区に保育所整備の早期実現を求める決議を提出します。

発議第6号、令和3年6月23日。発議者、若園五朗、賛成者、若井千尋、棚橋敏明、杉原克 巳の3名の賛成者の同意を得ましたので、生津小学校区に保育所整備の早期実現を求める決議 書を提出します。

上記議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。 提出の理由。

瑞穂市議会として、生津小学校区に保育所整備の早期実現を求めることに関する機関意思を 表明するものでございます。

生津小学校区に保育所整備の早期実現を求める決議の内容を朗読させていただきます。

近年、瑞穂市では、未満児(ゼロ歳から2歳児)の保育所利用を希望する方が増加しており、 未満児(ゼロ歳から2歳)の入所者数は、平成15年合併時の94人に対し令和2年4月には405 人と約4.3倍に増加している。また、特定の保育所を希望して待機する保護者の方が保育所の 入所待ちとなっており、保護者の就労の機会や働きやすさを阻害しかねない状況となっている ところでございます。

また、小学校への接続も非常に重要である。瑞穂市教育委員会では、スムーズな小学校への繋ぎができるよう、幼保小連携と幼児教育の充実に力を入れている。校区内で保育所から小学校への繋ぎをつくることは、保護者の繋がりも強め、校区のコミュニティ力を高めることができる。現状としては、生津小学校区には保育所がないため、一番近い本田第1保育所に通う児童の状況(令和3年4月1日現在)は、生津小学校区児童が53.3%と半数以上を占めている。同じ保育所で過ごした児童は、小学校に上がる際、生津小学校や本田小学校などに分かれて通学するため、子ども同士の繋がり、親同士の繋がりが失われてしまう状況が長年続いている。

このような背景から、平成29年3月に策定された瑞穂市保育所整備計画では、保育所・幼稚園整備方針の目指す姿に「全小学校区に保育所を設置する」と決定され、保育所が小学校区内に存在しない生津小学校区においては、「生津小学校への保育所・幼稚園からスムーズな繋ぎが取れるよう、生津小学校区内に保育所の民間誘致を進めます」としているが、整備用地や民間事業者誘致などを解決しなくてはならない課題が長年解決できず、整備が遅れている。

以上を鑑みると、瑞穂市における保育施設の均衡のとれた配置、並びに同じ小学校区内での 通園で円滑な小学校への繋ぎを実現することは喫緊の課題である。

よって、二元代表制の一翼を担う瑞穂市議会は、生津小学校区に保育所整備の早期実現を求めるものである。

以上、決議をいたします。

令和3年6月25日。発議者、若園五朗、賛成者3名をもって提出いたします。

格別なる御審議・決定を賜ります。以上です。

○議長(広瀬武雄君) これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第6号は会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(広瀬武雄君) 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略する ことに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

- 〇議長(広瀬武雄君) 1番 広瀬守克君。
- **〇1番(広瀬守克君)** 議席番号1番 広瀬守克でございます。

ただいまの若園五朗議員の趣旨説明、理解できるところはたくさんございます。

そこで1つ御質問というか、この保育所に当たりまして、もちろん均衡の取れた場所という

ところで生津が今ないというところでございますけれども、今、市では公私連携型の保育所が 主なんですが、これに関してこの経営の仕方というんですか、公私連携型であるのか民営型で あるのか、そこら辺、どのようなお考えでしょうかお聞きいたします。お願いいたします。

- 〇議長(広瀬武雄君) 若園五朗君。
- ○16番(若園五朗君) ただいま広瀬守克議員の質問にお答えいたします。

生津小学校区に保育所整備の早期実現を求める決議書の2ページのところに、下から十二、 三行目に書いてあると思うんですけれども、平成29年3月に策定された瑞穂市保育所整備計画 の保育所・幼稚園整備方針の目指す姿、全小学校区に保育所を設置すると決定されておると。 その中に公私連携というのが、整備方針がここに載っております。この中に。しっかりこの内 容を見てもらえれば市の方針が出ていますので、御理解お願いします。以上です。

[挙手する者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 1番 広瀬守克君。
- ○1番(広瀬守克君) ありがとうございます。

今の御答弁ですと、公私連携型というふうで理解させていただければよろしいということでいいですか。

- 〇議長(広瀬武雄君) 若園五朗君。
- ○16番(若園五朗君) ただいま広瀬守克議員の質問でございますけれども、お見込みのとおりでございます。瑞穂市全域、そして今言っている牛牧・生津については、公私連携について整備計画でいきますのでそのような解釈でよろしいと思います。以上です。
- ○議長(広瀬武雄君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(広瀬武雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(広瀬武雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。

発議第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(広瀬武雄君) 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は3時55分からとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

休憩 午後 3 時42分 再開 午後 3 時55分

〇議長(広瀬武雄君) それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま若園五朗君ほか1名から発議第7号二元代表制の尊重を求める決議の動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。

発議第7号二元代表制の尊重を求める決議の動議を日程追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに で に 賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(広瀬武雄君) 着席願います。

起立全員です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題することは可決されました。

追加日程第1 発議第7号について(趣旨説明・質疑・討論・採決)

○議長(広瀬武雄君) 追加日程第1、発議第7号二元代表制の尊重を求める決議を議題にします。

本案について趣旨説明を求めます。

16番 若園五朗君。

○16番(若園五朗君) 議席番号16番 若園五朗。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、二元代表制の尊重を求める決議について 提出します。

発議第7号、令和3年6月25日。発議者、若園五朗、賛成者、馬渕ひろしをもって提出します。

二元代表制の尊重を求める決議。

上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。 提出の理由。

瑞穂市議会として、市長及び市執行部に対し機関意思を表明しようとするものでございます。 二元代表制の尊重を求める決議の内容を朗読させていただきます。 瑞穂市議会基本条例は、「市議会を構成する議員は、市長と同じく、市民から直接選挙で選ばれた市民の代表である。この市議会と市長は、市民の意思を代弁する二元代表制の機関であり、それぞれの特性を活かして、互いに競い合い、協力しながら、市政を担う両輪として市民の負託に応える責務がある。」との書き出しから始まっています。

しかし、今回の議案第37号瑞穂市一般会計補正予算(第3号)においても、瑞穂市議会基本 条例に基づいて再三要求した資料の提供の提出はなかった。

したがって、市長及び市執行部に、下記の事項を強く要望いたします。

- 1. 市長と議会はお互いに独立し、その権限を侵さず、侵されず、対等の立場と地位にあるということを十分理解し、二元代表制を尊重すること。
- 2. 市長及び市執行部は、議案等の提出において、瑞穂市議会基本条例第8条第1号から第8号に掲げられている内容を理解し、議員に対し十分な説明資料を提示して丁寧な説明を行うよう最大限努力すること。

以上、決議する。

令和3年6月25日。発議者、若園五朗、賛成者、馬渕ひろしをもって提出いたします。 適格なる御審議と御決定を賜りますことをお願いします。以上です。

○議長(広瀬武雄君) これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第7号は会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(広瀬武雄君) 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略する ことに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(広瀬武雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 森健治君。
- ○6番(森 健治君) 議席番号6番 森健治でございます。

先ほど出されました発議第7号二元代表制の尊重を求める決議に反対の立場で発言をさせて いただきます。 午前の総務委員会の中での報告にもございましたけれども、執行部からの詳細説明は適切であったと考えます。以後、教育委員会の事務局長からの報告もございましたように、口頭ではございましたが、経緯の説明等細かく口頭で説明をしていただいて、なおかつ総務委員会のほうの了解も全員一致で賛同を得たという形で報告をされました。

以上の経緯から判断しまして、この出された発議第7号二元代表制の尊重を求める決議に反対をさせていただきます。

○議長(広瀬武雄君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 馬渕ひろし君。
- ○8番(馬渕ひろし君) 議席番号8番 馬渕ひろしでございます。

ただいま議題となっております決議案について、賛成の立場から討論をさせていただきます。 まず初めに、この決議案については、その決議案にあるように今回の第2回の定例会に一般 会計補正予算(第3号)として提出をされ、牛牧第1保育所を移設して新設し、そこの牛牧第 1保育所に放課後児童クラブが入り、これは全て35人学級という急な変更があったとはいえそ の牛牧小学校の教室が2つ足らなくなるという事情から、そういう案が出てきたものと理解を しております。

しかしながら、その提案の内容につきましては、保育所整備の新しい費用の中に牛牧小学校の職員が利用する駐車場が含まれていると。それも一体的に整備をしたいという御提案でございました。こちらにつきましては、この定例会が始まり、総括質疑に別の議員が平成26年に行われたこの土地、同じ場所であるという確認もされましたし、その場所を前回、平成26年に議会が全員賛成をもって修正案を可決し、その部分は予算として認めないという決定をいたしました。その理由は、その場所が駐車場を増やすという内容であったため、現在ある牛牧小学校周辺の市有地を総合的に勘案した上で判断するべきものであるということ。また、牛牧小学校の今後の児童の推移や学区やそういったものを総合的に勘案して提案されるべきものであるという結論で平成26年に修正されたものであります。

もう一つは、先日行われました文教厚生委員会で、私は委員長を務めておりますが、その文 教厚生委員会協議会の協議案件の中でこの議案を協議してまいりました。その協議の中でも委 員の中から、本日午前中に委員長報告させていただいたとおり、今現在借りている砂利の駐車 場をそのまま購入し、そこに駐車場を整備することで十分じゃないかと。新たに造成費用もか かり、学校には近いとはいえお金がかかるそちらの部分を買う必要はないんではないかという 意見を文教厚生委員会から送らせていただきました。

文教厚生委員会協議会では詳細に執行部から説明を求め、なぜ砂利の駐車場を買わずに西の 新しい駐車場を買うのかという説明をるるお聞きいたしましたけれども、その砂利の駐車場と 西側の新しく取得する駐車場は、比較検討がされてどうしてもそちらでないといけないという 明確な説明がありませんでしたという意見を総務委員会に送付し、総務委員会で十分な説明を 受けて審査をしてほしいという意見をつけました。

その後行われました総務委員会では、同じ問題について、東側の今借りている砂利の駐車場と西側の駐車場、新たに購入する駐車場の比較、そういった資料を出してほしいという意見がありましたが、そのときは口頭にて、先ほど健治議員もおっしゃられましたけれども、説明をされたものであります。

その際に、議会基本条例第8条にのっとって、委員から、この土地を買うことになった、新たに西側に整備するという政策を出してきた経緯、背景、そして費用の比較、そういったものの資料を求めたいという発言があり、その後、執行部のほうからは、資料を作成するには時間がかかるので今お示しすることはできないが、口頭の説明でもよろしいですかとお尋ねがあり、その委員は、口頭でも結構ですということで口頭での説明を受けたということであります。

この問題については、文教厚生委員会から送った意見のとおり、十分に総務委員会の皆さん は審査をしていただいたかというふうに思っておりますが、ある委員の意見では、費用を比較 する資料の提出がないのでよく分からないが、市の提案どおり賛成していきたいという声もあ ったということが事実であります。

そして、本日、この最終日ではございますが、委員長報告に対する質疑の中で私が申し上げさせていたただいたように、総務委員会の説明と文教厚生委員会協議会での説明のところに新たに追加された説明があり、また、総務委員会では資料が提示されていなかったようですけれども、議会基本条例で求めた資料の提出はありませんでした。そして、私が全員協議会で執行部からの説明を受けた際も、執行部としては、十分口頭で説明をしたので資料のほうは出せないというふうなことをおっしゃいました。そして、この議案を仮にお認めいただいたら、9月の議会で資料をお示しして御説明したいというお話がございました。

この316万の一部の予算ではありますけれども、小学校の駐車場として利用するところが問題になっております。しかしながら、これは保育所を新しく整備するという議案の中身でございますので、いわゆる超大型事業、この瑞穂市の保育、教育、仕事に安心して働ける環境をつくるために整備をしていく内容であり、今回は補正予算でございます。平成26年に総合的に勘案して十分に比較検討した上で総合的な計画をもってなされるべき説明が6月議会に補正予算に提案され、3月の定例会では提案がなく、また、来年度の当初予算でもなく、この6月の補正予算で上げられたものであります。

そうした中で、議会基本条例に基づいて請求した資料の提出はせず、議決をもらってから9 月議会で御説明をするということでありますが、私は1人の議員として、保育所のこの駐車場 について少しの税金も無駄にすることはできない、そのように思っております。十分に比較検 討が行われていない段階でこの土地の鑑定、測量するという予算を認めていくということは非常に困難であるというふうにそのときは思いました。

今回の執行部の議会への資料提出がなく、議員が求めた資料を提出しての説明というのがなされなかったという点を鑑みて、この決議については十分に、執行部の皆様には議会基本条例第8条の資料を基に議員に丁寧な説明をしていただく必要があるというふうに考えますので、この決議案については賛成をさせていただきます。

どうか議員の皆様、議会のことであります。議会に丁寧な説明を求めていく決議でございま すので御賛同いただきまして、適切なる御決定をお願いしたいと思います。以上です。

○議長(広瀬武雄君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 〇議長(広瀬武雄君) 若原達夫君。
- **〇3番(若原達夫君)** 議席番号3番 若原でございます。

発議第7号について、反対の立場から発言をさせていただきたいと思います。

まず、再三要求した資料の提出がなかったとございますが、教育長、事務局長の発言の中で費用対効果、西の土地、東の土地、約2,900万、そして3,000万ということで大差がないという御回答がございました。また、それ以上の回答を求めた場合、副市長より個人の情報の開示になるということで開示ができないという明確な答えがあったと私は感じており、これ以上執行部に対してこの内容について深く掘り下げることはできないのではないか、そのように考えております。

また、教育長より後日、資料の提出をされる。また、文教にて資料を提出する、そのような 発言もございました。それをもって、私はよいんではないか、そのように考えます。

また、二元代表制を尊重するとございますが、今までの議会運営で二元代表制は全て尊重され、お互いに議会、それから執行部、よい関係で進んできたのではないか、そのように私は考えております。

以上の点から、私は発議第7号に対して反対の立場で討論をさせていただきました。よろし く御理解をお願いしたい、そのように思います。

○議長(広瀬武雄君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

- 〇議長(広瀬武雄君) 松野貴志君。
- ○9番(松野貴志君) 議席番号9番 松野貴志です。

賛成の立場から述べさせていただきます。

まずもって、今回の二元代表制の尊重を求める決議書になりますが、記載してあるとおり、 瑞穂市議会基本条例第8条1号から8号に掲げられている内容を提出しております。 この瑞穂市議会基本条例第8条は、重要な項目になっております。

まず1つ目が、政策等の発生源、理由及び背景。2つ目が、提案に至るまでの経緯。3つ目が、検討した他の政策等の内容の提出。6番が関係法令及び条例等。その他、7番が政策等の実施に係る財源措置。8番が将来にわたる経費又は負担の予測とあります。

議案第37号の今回の整備計画につきましての予算計上でございますが、316万円と。これは保育所費で上がっております。本来であれば、小学校の整備計画であれば小学校費で上げるべきであると私は思っておりました。そういった観点から、文教厚生委員会を経由し、総務委員会のほうでしっかりとした答弁を求めた次第でありますが、今回の総務委員会の執行部の答弁の中には、そういった細かい説明が一切ありません。

保育園の整備計画の予算計上は、保育所費であります。小学校の整備に関しましては、小学校費で計上すべきであります。ですから、本来であれば今回の調査、また測量に対しての予算につきましては分けて計上すべきであったと私は思っております。

そもそもこの文教厚生委員会においては、保育園の駐車場として活用したい旨の趣旨から発 言が始まっておりました。だからこそ、一体の整備計画は保育所費で計上されたのではないか と私は思います。

ところが、質問と答弁の間に起こった出来事を話しますと、小学校の駐車場の整備であるので整備をお願いしたい。また、公私連携型保育園の送迎にも活用ができるといった趣旨でありました。最初、この議案を出された段階では、保育所費で計上されております。ということは、保育園の整備計画の中に合わせて駐車場整備を入れてきたということになります。しかしながら、文教から総務委員会のほうへ慎重審議を促した結果、それらの説明は一切なく、文教で上がった話と全く違う。小学校の職員のための整備に終始徹しておられました。

私ども議員は、予算計上に際し、この予算がもたらすであろう将来性の負担についてもしっかりと議論していかねばなりません。保育所費で計上された以上、活用するのは保育園なのか、小学校なのか、その辺の答えも明確にならぬまま、採決を求めていくと。また、必要な資料の提出に対しても一切ない。与えられた資料のみで判断をしてほしい。休憩中の全協の場において、副市長のほうから、次回の文教厚生委員会において資料を提出する旨のお話がございました。

予算を通してから、それから資料を提出する。これは順序が全く逆であります。今回の整備計画、保育園の整備においては、億単位の金額の負担も出ます。無償貸与で全てを貸出しする、その点につきましては、ほづみの森こども園の際に、私は駐車場に関しては有償で貸すべきであるという立場で話をしておりました。今回も同様、民間に関しては民間の自助の努力であって、これは駐車場を本来、借りねばなりません。しかし、牛牧第1保育所の老朽化に伴う移転でありますので、これについて異論を述べているわけではありません。計上の仕方、答弁の説

明、そして議員から、また委員会のほうから要求した内容の提示もないまま、今回はこのケースになっているということであります。

慎重審議を重ねることが我々議員の務めであるという判断から、ロ頭説明のみで判断をするなんてことは決してできないと私は思っております。最低限の説明資料、また、補足資料も含め、議員にしっかりと開示をしていただき、この二元代表制をしっかりと尊重していただきたい。全協の場でも申し上げましたが、こういったことがずうっと続いております。そのような流れでありますので、今回はこの決議書が提出されたものであると私は理解をしております。 賢明なる議員の皆様の御判断を仰ぎ、ここはやはり二元代表制を尊重してほしい。資料開示を要求したら、できる範囲で結構でありますから、資料を提示してほしい、そういった旨の趣旨でございます。どうか御理解のほどをよろしくお願いします。

○議長(広瀬武雄君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(広瀬武雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。

発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(広瀬武雄君) 着席願います。

起立多数です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

O議長(広瀬武雄君) 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会議日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(広瀬武雄君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第15 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)の調査の件

○議長(広瀬武雄君) 日程第15、常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)の調査の件を議

題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しました特定事件(所管事務)の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(広瀬武雄君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の 継続調査とすることに決定しました。

日程第16 議員派遣について

○議長(広瀬武雄君) 日程第16、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を会議規則第169条の規定により提出しております。内容 については3件ございます。

議会事務局長より説明させます。

議会事務局長。

○議会事務局長(久野秋広君) 議長に代わりまして、3件説明します。

まず1件目は、令和3年7月9日に岐阜県市議会議長会主催による議長会議及び講演会が飛 騨市の古川町公民館で開催されるため、会議に出席する副議長を派遣するものです。

2件目は、令和3年7月12日、13日、日本経営協会がオンラインで開催する行政管理講座でございます。議会広報編集委員が、議会広報紙の作り方と広聴・デジタル・SNS活用のポイントを学ぶため、議員4名を派遣するものでございます。

3件目は、令和3年8月27日、県民ふれあい会館において開催される市町村議会議員セミナーです。市町村職員研修センターで受講決定された人数により議員を派遣するもので、自治体のSDGsについて理解を深めていただきたいと思います。以上です。

○議長(広瀬武雄君) 以上の3件について、議員を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(広瀬武雄君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付の とおり派遣することに決定しました。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願 いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(広瀬武雄君) 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、 議長に一任願います。

閉会の宣告

○議長(広瀬武雄君) これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和3年第2回瑞穂市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉会 午後4時28分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年6月25日

瑞穂市議会 旧議長 庄田昭人

議 長 広瀬武雄

旧副議長 若井千尋

副議長 今木 啓一郎

議 員 森 健治

議員 森 清一